

第2回第3小委員会会議録

日時 平成17年6月29日(水) 午後1時27分～午後2時45分

会場 八幡町中央公民館 第3研修室

出席者

・委員長

阿部 清幸

・委員

佐藤 忠智 安藤 順子 山中 俊 齋藤 緑

・説明員

健康福祉部会長 佐藤 幸一 市民生活部会長 小松 秀司

高齢福祉分科会長 加藤 哲夫 社会福祉分科会長 和島 繁輝

児童福祉分科会長 阿部 直善 住民分科会長 小野 忍

国保分科会長 石黒 吉春 国保分科会副会長 佐藤 伸

・事務局職員

大滝 太一 遠藤 裕一 土井 義孝

議事日程

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

- ・協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて
- ・協定項目24-(6) 住民窓口業務の取扱いについて
- ・協定項目24-(9) 福祉関係事業の取扱いについて

(2) その他

4 閉会

開会 午後 1時27分

事務局長（大滝太一） おそろいでございますので、ただいまから北庄内合併協議会第2回の第3小委員会を始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様も午前中から大変お疲れだと思いますが、ひとつよろしくお願いたしたいと思っています。

本日は、合併協定書に記載された項目の中で、合併までに調整するとして事項が幾つかあったわけでありましたが、その調整結果について報告をさせていただくという内容になります。

委員の皆様、全員出席でございますので、早速始めたいと思います。

なお、午後3時から本会議といいますが、協議会の本体が開催されますので、その時間を見通して、大体この小委員会は1時間ちょっとぐらいというような、そういった時間帯で考えております。よろしくお願いたしたいと思います。

それでは、阿部委員長の方からごあいさつをお願いいたします。

委員長（阿部清幸） 皆さんこんにちは。

今もお話しありましたとおり、この第3小委員会、昨年11月に第1回の北庄内合併協議会が終わった後に、第1回目の第3小委員会を開催したわけですが、それ以来、本日が第2回目の委員会ということで、久しぶりの開催ですが、私ども第3小委員会は福祉を担当してまいりましたので、案件も大変大きく、そして住民に直接関係のある多くの案件を非常に苦労して協議を重ねてまいりました。

幸い、皆さんの識見と将来を展望しての発言とご協力によりまして、一度決定されておりましたが、今、事務局のお話のとおり、今回は合併までに調整するとして調整の進捗状況の報告という内容になっております。そして、皆さんから確認をしていただくということになるようでございます。

私どもの役割としましては、まず合併の協定を結んだことで一つの区切りとなったわけですが、この小委員会の担当の内容、協議会に先駆けて担当した分科会から少し詳しく報告をいただけたということでした。そういったことで本日の会議とさせていただきました。

本日報告いただくものは、合併までに調整するという方針を承認して、その調整の中身を当局に任せたいというものでありますが、不明な点や質問、意見を申し上げるぐらいはいいんだと思います。よろしくご協議をお願い申し上げます。

なお、去る2月19日に合併協定書の調印式が終わっておりまして、あとは県議会の議決、県

知事の決定、総務大臣の告示を経て、11月1日には新市酒田市が誕生するわけでございます。皆さんと力を合わせて、住民からは、住みよいまち、そしていろいろな自然環境を生かしたすばらしいまちにしていきたいものだと、皆さんとともに願っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、私が議事を進めるということになっておりますので、ただいまから議事に入りたいと思います。

それでは、事務局の方からよろしくお願い申し上げます。

事務局長（大滝太一） ありがとうございます。

それでは、議事に進む前ですけれども、午前中から皆さんご出席ですので、改めて申し上げるまでもないのですが、委員の交代がございまして、松山町の方から山中委員が新しく委員ということになっております。ひとつよろしくお願いいたします。

あと本日関係の部会長、分科会長、それぞれ全員そろっております。よろしくお願いいたします。

では、規程によりまして、これからは委員長が議長ということでよろしくお願いいたします。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

委員長（阿部清幸） それでは、報告の「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について、報告をいただきます。

初めに、市民生活部会所管の協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについてから、協定項目24 - （6） 住民窓口業務の取扱いについてまで、一括して事務局の説明を求めます。よろしく申し上げます。

どうぞ。

国保分科会長（石黒吉春） 協定項目の20 国民健康保険事業の取扱いについて、国保分科会長の石黒といたしますけれども、私の方からご説明させていただきます。

この事業は、国保世帯で前年度にお医者さんにかからなかった世帯を褒賞するという事業でございますけれども、その賞品等の内容について統一をすることとさせていただきます。

それで、平成17年度分については、資料2ページ、20番、2ページの中ほどの20のところです。無受診世帯に対する褒賞ということでやっている事業ですけれども、平成17年度分につきましては、合併前にすべて事業が終了するというので、今年度については現行のとおり各市

町で今まで行っている内容で行うということで、18年度以降につきましては、調整状況の方にありますけれども、健康世帯の心身の健康を維持してもらうことを目的といたしまして、健康文化施設の利用券及び健康関連賞品をおあげすると。その場合、健康世帯から選択をしていただいて、それをおあげするというような内容で調整をいたしました。

資料3の方に、その内容等書いてありますけれども、資料の方は3になります。別添2の3、6ページの資料3、ということで、今説明した内容がここの内容に書いてありますし、一番下の方は、事業の内容を記載してございます。

例年、新市全体で約50世帯程度が該当するというような数字になっております。

以上です。

委員長（阿部清幸） それでは、住民分科会長の方から。

どうぞ。

住民分科会長（小野 忍） 住民分科会長の小野でございます。

資料は別添1の3ページ及び別添2の8ページ。資料別添1の3ページと別添2の8ページ。

住民分科会では、24 - (6) 住民窓口業務の取扱いということのうちの、閉庁時の窓口業務が課題となっておりました。これまでの調整経過でございますが、現在の住民サービスの水準を維持しつつ、合併の目的の一つでございます行財政改革や業務の激変緩和も念頭に置きながら、昨年の12月以来、4回の分科会を開催し、調整を重ねてまいりました。

住民分科会が所管いたします事務は、大きく28の事務を取り扱っているところでございますが、このうち国や県に対します定例報告、郵便申請による交付事務、行政機関等からの照会回答事務、外国人登録、住民基本台帳の閲覧など、10事務につきましては、本所に集約するものの、本所、各総合支所の窓口業務の内容は、現在と大きく変わるものではありません。

戸籍や住民票など、各種の届け出の受け付けや謄抄本などの証明書の交付は、居住区域の庁舎に限らず、勤務地など、新しい市域の最寄りの本所、総合支所でも取り扱いますので、利便性が向上するものというふうに思っているところでございます。

課題の閉庁時の窓口業務の調整結果でございますが、まず1点目は、電話予約交付についてでございます。これにつきましては、戸籍法の制限を受けず戸籍の謄抄本を除きました住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書など、多様な証明書を休日に受け取ることができることから、本所や各総合支所で電話での予約を受けて、酒田市総合文化センター及び現

在の3町の総合支所において交付する取り扱いといたしました。

2番目に、年末の業務や夜間の時間を延長した窓口業務については、すべての庁舎で行うことは、住民サービスの観点からはベターと考えましたが、一方では、このたびの合併は、行財政改革の一環でもありますので、現在実施している庁舎で引き続き業務を行い、利用者層の変化や利用動向など、合併の効果を検証する必要もあります。また、業務体制や管理体制、地域の実情、利用ニーズなど、これまでの実施経緯のほか、平成19年1月を目標に、山形県及び県内44市町村が共同して、インターネット利用の電子申請システムの構築を進めておりまして、この新たなシステム運用による住民の利便性の向上と事務軽減などの効果、さらには合併後の各庁舎の管理体制や職員体制なども見極める必要性と、業務激変緩和も考慮した結果、こういった調整結果になったものでございます。

なお、業務を行います庁舎は限定的になりますが、新市全域の方々が申請によって証明書の交付を受けることができるようになるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（阿部清幸） どうもありがとうございました。

それでは、「合併までに調整する」とした事項について、協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについてから、協定項目24 - (6) 住民窓口業務の取扱いについてまで、その調整結果の説明をいただきました。

何か委員の皆さんから質問やご意見がございましたならお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤忠智） 協定項目20の褒賞の方法、酒田市の例でございますけれども、3町のあれは何かあるんでしょうか。そういう説明が全くなかったんです。

委員長（阿部清幸） どうぞ。

国保分科会長（石黒吉春） ここの中には、酒田市の市営プール、写真展示館、美術館とありますけれども、その次に温泉施設等というふうにありますして、酒田市でいけば「かんぽの郷」、それから松山町でいけば「さんさん」、八幡町でいけば「ゆりんこ」等のそういう施設も視野に入っております。平田町でいえば、今度、合併前にできる温泉施設、それもここに入ってくるというように想定しております。

以上です。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員、いいですか。どうぞ。

委員（佐藤忠智） そうしますと、こういうものの利用券を配付するということだと思いま

すけれども、そういうことなのかということが1つと、例えば今まではどのようなものがあったのか、その他の意見は出なかったのかというか、そういう意見について。

委員長（阿部清幸） どうぞ。

国保分科会長（石黒吉春） 今、委員から言われましたとおり、利用券をおあげするというもので、今まで1市3町で利用券、それから賞品等の金額等については3,000円から5,000円という幅がありました。これからも幅は出てこようかとは思いますが、そういうものの利用券でということ。

それから、今までは地域振興券とか商品券とかそういうものもございました。ですけれども、今後はそういうものについてはやめて、健康にかかわる、新市での健康を維持増進させるためのそういうものをおあげしていきたいというふうに考えております。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員。

委員（佐藤忠智） 今までのものでは異論はなかったんだと私は思いますけれども、確かに健康文化的な部分とありますけれども、実際もらう方の立場、これはくれる方の立場は健康配慮の感じがするんです。比率が逆転しているんじゃないかなと思うんです、私は。

くれる方の立場で考えれば、こういうことは考えられるけれども、もらう方の立場の方は、そういう商品券ばいものですか、そういうものの方がということではご意見はなかったんでしょうか。

委員長（阿部清幸） 会長。

国保分科会長（石黒吉春） 今までは、うちの方と八幡町、うちの方でも地域振興券でおあげしたこともあります。あくまでうちの方で選んだものを特におあげしたという経過がうちの方でありました。

ただ、酒田市の場合は、今までもここに書いてあるものから選択していただいて、自分のいいものを選択していただいて、それをおあげするというようなことで、その選択肢はちょっと広いと思います。

委員長（阿部清幸） はい。

委員（佐藤忠智） 酒田市の方では、このようにして今までやってきたという報告がありましたけれども、酒田市の方では、そういうものに対する反応はいかがですか。

国保分科会長（石黒吉春） どうぞ。

国保分科会副会長（佐藤 伸） 酒田市の国保年金課長の佐藤と申します。

今までこのようなものを、利用券を主に中心におあげしてきたという経過がございます。

若干ご説明いたしますと、とりわけ「かんぼの郷」、これがこれまでは圧倒的に人気がありまして、15年度でいえば403人の方におあげしたんですが、262人が「かんぼの郷」、要するに温泉です。これを選んでいきます。したがって、圧倒的に人気があるということ。

ただ、例えばこういったせっかく該当しても、足がなくてなかなかそこまで行けないという方もいらっしゃるって、その方の権利がちょっとむだになったという経過も若干ありました。したがって、それを考慮いたしまして、16年度は賞品としてタオルセットということで、入浴の際に利用していただきたいと。いわゆる健康関連賞品ということで、これを一つリストに加えましたところ、これも16年度では444人該当のうち137の方が希望されまして、こういったものも大変好評のようです。

ただ、先ほどおっしゃいました地域振興券なり図書券、こういった金品等につきましては、まず皆さんの同意を得まして、できるだけこういうものをやめて、こういった実際に心身の健康増進に利用していただけるものをとということで、こういうふうに決めたところでございます。

以上です。

委員長（阿部清幸） はい。

委員（佐藤忠智） 自分ばかり話して申しわけない。美術館に行くにも、温泉に行くにも、足がないという人が結構いるのかなと私は思ったんだけど、それに対して、足がないからタオルをくれた、私はそう聞こえたんだけど、足のかわりにタオルではどうかなと、おかしいなと私は思ったんです。例えばその中にタクシー券みたいなものとか、何か考えがあるか。余り細かいことを言って悪いけれども、いかがでしょうか。

委員長（阿部清幸） はい。

国保分科会副会長（佐藤 伸） そういったお考えも当然おありになるうかと思えます。

ただ、私どもとしては、できる限り金品に近いものはできるだけ控えたいということで考えさせていただきました。

委員（佐藤忠智） 意見として述べておきます。この件について終わります。

委員長（阿部清幸） ほかに委員の方々、何かないでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長（阿部清幸） ないようでしたら、次に進みたいと思います。

それでは、健康福祉部会所管の協定項目24 - (9) 福祉関係事業の取扱いについて、事務局の説明を求めます。

ボリュームがあるようなので、各分科会ごとに説明していただき、質問や意見を受けたいと思いますので、初めに、高齢福祉分科会からお願いいたします。

どうぞ。

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） 高齢福祉分科会を担当しています、酒田市の加藤です。

それでは、これから高齢福祉分科会所管の項目について、資料のページ、A4判の資料につきましては、3ページから6ページ、それからA3判で別添2ということでの資料がありますけれども、それが9ページの資料ナンバー6、これでご説明させていただきます。

まず、A4判の3ページ、一番下の方に福祉関係事業の取扱い、1点目のシルバー人材センター、これは1市3町に現在ありますけれども、酒田市については、今社団法人となっています。この統合につきまして、合併時に統合するよう働きかけるということで、現在、この1市3町で17年度内に統合するというで話し合いが合意されていると。この1市3町につきましては、統合協議会が発足して、その中で今話し合いを進めている。近々、第2回目の統合協議会の予定があります。そういうことで、今年度内に統合するということです。

次の4ページ。敬老事業につきましてです。これまで対象につきましては、さきの小委員会でも決定いただいて、75歳以上ということは前にお話ししたわけですが、その内容につきまして、金額につきましては提示していなかったということで、現在の酒田市では1,400円ということで、77歳以上ということでやってきております。

3町さんにつきましては、それぞれ金額から対象年齢が違っていたという面がありまして、これまでの協議の中で、分科会でも3町につきましては1人当たり1,800円ということとさせていただきます。ただし、段階的に調整して、5年をめどにして統一を図っていきたいということで調整をしてきたところでございます。

それから、賀詞と記念品、これにつきましては、77歳、賀詞。それから88歳につきましては、賀詞、額縁。長寿の方、白寿、99歳、それから100歳、101歳以上、長寿の方につきましては、ここに記載のとおり賀詞、額縁、記念品という形で継続していきたいというふうに考えております。

あくまでも敬老事業、11月1日の合併時の段階では、既に100%ではございませんけれども、ほぼ終わっているという状況にありますので、平成18年度からこのような内容で実施しようというふうにまとめております。

次に、これは国の事業としての介護予防・地域支え合い事業というふうになっていますけれども、ここに記載の介護予防・地域支え合い事業の各メニュー事業につきましては、基本

的には、国・県の制度に基づいて合併時に統一した方法で実施したいということで調整を図ってきました。

1つ目の外出支援サービス事業です。酒田市では、介護を必要とする方のストレッチャーを使った移動ということの事業をやってきております。1市3町、それぞれの地域における事業ということでやってきまして、基本的にはこれまでやってきた事業を継続するという形になります。

生きがい活動支援通所事業への送迎は、これまでどおり継続していきたい。

それから、身体状況につきましては、現在、酒田市、平田町等やっているわけですが、身体状況により移動手段が限られている者、これは先ほど言ったようにストレッチャー等の事業としては今後も継続していくと。

65歳以上の方での移動手段がない方の送迎、これも現行の利用者に限定し、これは松山町でやっている事業ということで、当面、現在対象としている方の事業については継続していきたいということでまとめています。

それから、続きまして寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、これにつきましては、利用回数、利用料、これにつきましては調整するというふうにしていました。酒田市の現在の例に基づき、利用回数は年4回、1人当たりですね。利用料は費用に対する1割負担ということで、おおむね200円、これは掛け布団とか敷布団、マットレス、こういう内容の消毒サービスですが、費用は1割負担ということで行っていきたいと。対象者は、高齢者のみの世帯などで障害等により寝具の衛生管理が困難な方ということでさせていただきます。

続きまして、5ページに入ります。

軽度生活援助事業です。この事業は、右の方の調整状況の一番下に対象とする作業を書いていますけれども、居室における清掃、それから買い物、あるいは除雪、こういうものが主になりますけれども、その家事支援を行っていくということです。

現在、酒田市と平田町でこの事業をやってきたということで、引き続き酒田市の例に伴いまして、利用料につきましては、酒田市が現在やっている30分当たり110円、1時間当たり210円、これでこの事業を継続させていただくというふうにしております。対象は、高齢者のみの世帯で障害等により以下の作業を行うことが困難な方ということで、これも限定させていただきたいと思います。

続きまして、配食サービスです。これはこれまでの配食というのは、国の事業で平成16年度から食の自立というふうに事業内容も変わってきているという状況があります。その国で

定めてきている基本に従って、酒田市の例により利用料を普通食 1 食当たり400円、それから治療食が 1 食当たり500円。主食のご飯、これも一緒の形の金額ですけれども、ご飯なしの場合は100円減。これは現在の状況で、準備状況も含め切りかえについて時間がかかるということで、平成18年度から上記により実施させていただきます。これは高齢者または障害者のみの世帯で、食の自立支援及び介護予防の観点から利用が必要な方というふうにさせていただきます。使用の回数、1日2食までということでもとめさせていただきます。

それから、引き続きまして緊急通報システムです。これは利用者負担について合併時まで調整すると。酒田市では所得税が課税されている方と同一の世帯に属している場合は、機器の賃貸代を払っていただくというふうになってきています。3町さんでは、その使用料を対象にするということはしていなかったと。今、酒田市では482人くらい対象の中で、現在16人の方がこの所得税の関係で月2,000円程度お支払いしています。3町さんの状況で、現実的に今の段階では、この対象となる方が少数じゃないかなと見ております。高齢者または障害者のみの世帯で、緊急事態に機敏に行動することが困難で、並びに突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方、こういう形で対象者とさせていただきます。

最後に、次のページであります。

これは高齢者福祉事業ということで、介護用品の支給サービス等について、酒田市の例を基本に合併までに調整するという形にさせていただきました。介護サービスの内容、あるいは交付要件、それから交付額、こういうことで調整を図ってきたと。これにつきましては大要を申し上げます。A3判の大きな資料の方の資料9ページ、資料6でお話し申し上げます。

現在、ここに対象者ということで、介護保険の被保険者で、かつ、要支援・要介護者であって、在宅において介護を受けている者、こういうことで酒田市では一般券という取り扱い、2番に在宅紙おむつ専用券、基本的にはおむつ券が1市3町でやってきたと。一般券につきましては、酒田市だけがこれまでやってきたという経過がありました。一般券というのは、介護保険料段階が第1及び第2段階に該当する方。要介護認定で要介護3以上の方。この人方を一般券の対象。おむつ専用券につきましては、介護保険料段階が第1段階から第3段階までの方、要介護認定において要介護1以上と認定された方。常時失禁のため、毎日紙おむつを使用する。さらに、障害老人自立度、これについてはランクA2、B及びC、あるいは認知症の老人の日常生活自立度、このランクの方を対象にしていきたいということです。

今現在、酒田市での交付額一覧は、この真ん中の2番に書いてありますが、それぞれの所得段階、第1、第2、第3段階から、右の方に要支援から要介護5、それぞれこの基準の金

額で支給をしてきたという状況です。

なお、一番下の3番に、現在やっている一般券対象サービス、介護保険のそれぞれの位置づけされているメニュー事業。それから、この2番目の から以下につきましては、介護保険の制度以外で、一般としての市の介護保険以外の事業ということで、特にタクシー運賃、どうかといいますと、これがこの一般券でかなり多くの回数が使われていると、利用されているという状況です。これは基本的に17年度、合併時からこの対応の中で、これまでの制度を踏襲していくというふうにとまとめているところです。

以上、調整方針ということで、調整を必要とする事項についての説明を終わらせていただきます。

委員長（阿部清幸） どうもありがとうございました。

それでは、協定項目24 - (9)福祉関係事業の取扱いについて、そのうちの高齢福祉分科会所管の項目について、ただいま調整結果を説明いただきました。

何か委員の皆さんから質問やご意見がありましたらどうぞ。

何かございませんか。

齋藤委員、どうぞ。

委員（齋藤 緑） 5ページのところの金額がそれぞれ入っているんですが、5ページというのは24 - (9)ということで、別添1の方の5ページのものですけれども、例えば高齢福祉分科会、「酒田市の例により、利用料を30分あたり110円」とか、また配食の方でも400円とか500円とか入っているんですけれども、これは利用者負担額だと思うのですが、ここにまたついている補助金というか、市の方の税金の負担とか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

委員長（阿部清幸） どうぞ、高齢福祉分科会長。

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） 基本的に国庫補助対象事業は4分の3補助がつきます。4分の1が市の持ち出しということになります。

委員（齋藤 緑） じゃ、110円とか食事の方も400円というのは同様に、4分の1ということですか。随分大きい……。

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） 全く4分の3そのものです。ただ、この地域事業の関係は、部分において、必ずしも全部4分の3という、ない事務もありますから、今言った軽度、配食については、公費負担分の4分の3が補助がくることになります。

委員（齋藤 緑） 4分の3、上の方の事業は。

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） これは負担をいただくということで、実質は、普通食も治療食も、これはご負担いただくものでありますけれども、これは歳入にあるけれども、実際はもっと1食当たりかかっていますから、そういうことです。

委員（齋藤 緑） 上の方の居室の掃除とか、これはやはり4分の3がこの額、4分の1が酒田市の負担ということですか。

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） これはこの事業に対して、市の方から支払いをしていると、この事業者さんについては。だから、あくまでもそのうちの個人から負担いただくのはこれです。その差額についての4分の3が国の方の持ち分です。

今の国の関係、一般財源化の関係もあって、事業の中身次第では、そちらの方に歳入が変わってきています。

委員（齋藤 緑） わかりました。

委員長（阿部清幸） よろしいですか。

委員（齋藤 緑） はい。

委員長（阿部清幸） ほかに何か。

佐藤委員。

委員（佐藤忠智） 別添1の4ページの賀詞、記念品の交付基準ということでしたけれども、101歳以上というのはちょっと気になるんです。これは解釈は、101歳以上ですから、102歳も、103歳も、104歳も、105歳も、106歳も、107歳も、108歳も同一、何か私は矛盾に感じるなど。そんなにしなくても、100歳で打ちどめで、ほかの自治体はないんでしょうか。やればいいというものでは私はないと。何かどこかで決まりがあって、これが変な……、私に変なのかどうかわかりませんが、何考えているのかなというような意見があってもいいのではないかなと思ったから、そういうご意見はなかったんでしょうかね。

委員長（阿部清幸） どうぞ、お答え願います。

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） お答え申し上げます。

分科会ではそういう話はしておりません。101歳以上は対象にしないという話はしておりません。

〔「101歳は何寿だっけ」と発言する者あり〕

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） 全部長寿という形。101歳は何寿だったか。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員。

委員（佐藤忠智） 私だけなのか、ほかの委員の皆さんの意見も私はちょっと聞いてみたい

と思います。100歳はめでたいでしょうけれども、何かあげたからといって、その人方が、賀詞、額縁、記念品とか、101歳、102歳、ずっとって、置くところないほどもらってという気が私はするんですけれども、委員長さん、ほかの委員からも……

高齢福祉分科会長（加藤哲夫） ここ三、四年で100歳以上の方が大分増えてきているのは確かです。それまでの経過ですっとやってきたという形で、今の佐藤委員のご意見を検討するということは余りなかったんですけれども、確かに長寿の方、99歳の白寿も大分、酒田市でも12人前後だったのが、ことしは二十七、八人まできているような状況ですから、確かにその対象者の方々が、長寿の方も大体105歳まではあれですけれども、103歳くらいだというぐらいいですか。101歳、102歳の方も結構多い方が続いていると。佐藤委員については、これからの検討の課題と。

委員長（阿部清幸） どうぞ。

委員（佐藤忠智） 私はほかに手だてはないんですけれども、くれる方ももらう方も大変じゃないかなという気がしたんです。だから、お三方の委員の方は何かご意見ございませんか。

委員長（阿部清幸） 齋藤委員。

委員（齋藤 緑） 個人的なんですけれども、うちの義理の父が101歳で、随分前ですけれども亡くなったんです。やはり90幾つぐらいから毎年毎年目標を決めて生きていくというか、それは結構大変なので、1年1年お祝いがいただけるまで元気で生きていきたいと思いますという事で、ご本人も大変なんです、生きていくのは。それで目標を決めて、みんなでお祝いしましょうとか、そういうので生きていることを喜び合うという一つのあかしだと思うので、これは若い人にとっては、こんなものばかりふえてと思うかもしれないけれども、お互いに家族みんなで、親族も一族もみんな喜び合うということで、市長さんが届けに来てくれるというのでみんな喜ぶのではないかと思います。続けてはどうでしょうか。

委員長（阿部清幸） どうぞ、安藤委員。

委員（安藤順子） 101歳以上と、毎年というような、八幡町も私が係をしていたときに、そのように決めておりました。というのは、本人は100歳以上になると、意識も定かでないという方も中にはいらっしゃるわけなんですけれども、そういう人の面倒を見て、介護しているという家族に対してあげるべきなのではないかというような感じで、私は、100歳以上も毎年というふうにして設定をした記憶もございます。ですから、これは高齢者一人では生きていきませんので、家族に対する褒賞ということもかねてやるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（阿部清幸） これは決議するという問題ではございませんので、十分ご意見を事務局の方で参考にしていただければと思いますので、ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長（阿部清幸） ないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、次に児童福祉分科会所管の項目について説明を願います。

会長。

児童福祉分科会長（阿部直善） 酒田市児童課の阿部でございます。

それでは、児童福祉関係についてご説明申し上げます。

なお、これから申し上げます事項につきましては、17年の合併時点から17年度中については現行どおりでありまして、実際に統一していくのは18年度からということで全部が共通しておりますので、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

まず最初に、一時保育でございますが、この調整方針では、実施園は現行どおりとしております。これは現在、酒田市で1園、酒田市立としては1園、そのほかに法人ですと1園ありますけれども、それから八幡町で2園、松山町は一時保育はやっていません。平田町で3園という状況になっています。この実施園については、現行どおりとする、こういうことでございます。

次の次世代育成支援行動計画に基づいて実施するというのは、16年度に策定いたしました行動計画の中で、具体的な目標数値、例えば一時保育をやる保育所を1カ所増やすとか、そういうふうな計画が入っておりますので、18年度以降については、この計画に基づいて実施をすると、こういう趣旨でございます。

それから、実施時間、これについては、今時点では、酒田市、八幡町、平田町、それぞれ微妙に違っております。始まりは8時半で同じですが、終わりの時間が、酒田市が午後4時、八幡町が午後3時45分、平田町5時15分というふうになっています。これについては、酒田市の場合、4時となっておりますが、もう少し長くという保護者の要望なり、あるいは現場の声、こういったこともありましたので、職員の通常勤務時間でありまして8時半から5時15分に統一したということでございます。

それから、料金といたしますが、一時保育の利用料ですけれども、これは年齢で二区分、これは現行、この1市2町とも3歳未満と3歳以上で二区分としております。それについては同様です。

次、給食の有無を含む半日単位制を新設というふうにあります。これは現在やっているの

は、全部1日単位です。1日単位ですから、当然その中には給食も含むというふうになりますが、今の補助の要綱、あるいは利用者の使いやすさ、そういったことを考慮いたしまして、4時間を超える一時保育と4時間以内の一時保育、この2つに分けたところです。それと同時に、4時間以内の場合は給食を食べないで帰るという場合もありますので、給食のあり、なしとで、それぞれ区分をつけたと。

給食費については、今の原価の計算で1食200円、そういったことを想定いたしまして、基本の料金に給食費をプラスしたり、あるいは給食を食べない場合は減じたりというふうにしております。

3歳未満児につきましては、4時間以内で1,100円、給食がない場合は200円を減らして900円、4時間を超えた場合は給食があるということで2,000円です。3歳以上については、それぞれ記載のとおりです。

この単価につきましては、実は酒田市・八幡町は、今3歳未満児が1日単位で2,500円、3歳以上児で1,500円、平田町が3歳未満児で1,900円、3歳以上児1,100円となっています。この単価、負担の算出に当たっては、なかなか根拠が明確ではありませんでして、今回改めて根拠を策定いたしました。それについては、補助基準で利用者の自己負担の単価が1,800円と、こういうふうに決められております。それを基準といたしまして、3歳以上と3歳未満児、保育料の階層区分のところの一定の差をとりまして、3歳以上の約1.5倍が3歳未満児の保育料になっている階層がございますので、それを目安として設定したというところがございます。

次に、延長保育ですけれども、これも実施園は現行どおりとなりますが、この場合の延長保育というのは、通常の保育時間、8時半から5時15分ですけれども、それを前後、朝の時間、夕方の時間を超えれば、すべて延長保育となるんですが、ここでいっている延長保育は、国の補助基準の対象である11時間を超える保育を行っている場合、この場合をここで指しています。したがって、その11時間を超える延長保育をやっているのは、酒田市で3園、八幡町で2園、松山町で1園、平田町で3園です。この実施園については、現行どおりという形で引き継ぎをいたします。

それから、保育時間ですけれども、朝は7時からのところ、7時15分からのところ、7時半からのところ。それから、夜は7時までのところ、6時半までのところというふうに微妙に違っております。この件については、7時から夜の7時までを基本としながらも、当然その園に入園するに当たっての保育の希望時間が当然あるわけですので、7時から7時までを

基本としながらも、実際の開所時間については、延長保育の需要動向を踏まえて実施をする
と、こういう考え方をしております。

この利用者負担ですけれども、これは今現在、八幡町、松山町、平田町の3町では、自己
負担を取っておりません。酒田市の利用料1日300円で、1か月の上限3,000円としています。
これは補助の基準の中で、利用者から自己負担を徴収しなさいと、このようになっています。
そういったことと、やはり一定の利益を受けるということから、今無料のところについても、
18年度からは記載のような酒田市の例によって料金は1日300円、月3,000円を上限というこ
とで設定したところです。

なお、この300円という金額につきましては、16年度の補助基準額に対して1日当たりの子
供の延長保育をするときの負担の金額を割り出したものでございます。

次に、7ページですけれども、障害児保育や乳児保育の保育士の配置基準の関係です。

これは障害児や乳児保育に限らずなんですけれども、保育士の加配基準がもちろんですけ
れども、そういった加配に限らず、通常の保育士の配置基準については、酒田市の例によ
って、18年度からこれも実施するという考え方です。

現在、酒田市は独自の保育士の配置基準の表をつくっております。3町については、厚生
労働省で示している保育士の最低基準の数字を使っております。しかし、3町につきまし
ても、実際の保育士の配置の実態を見ますと、酒田市の配置基準とほぼ同様であるというこ
とで、園によって多少1程度のプラスマイナスがありますが、1市3町トータルで合わせると、
ちょうど酒田市の保育士の配置基準に一致しております。そんなことから、当初、酒田市の
基準に合わせることによって、大幅な保育士の増、人件費の増を招くのではないかなとい
うふうには懸念されましたが、実態を調べた結果、要するに3町で行っている保育士の配置基
準が酒田市の保育士の配置基準とほぼ合っていると、このことがわかりましたので、障害児
や乳児保育、あるいは一時保育を含めての保育士の配置基準等につきましては、酒田市の例
でやって十分大丈夫なのではないかと、過重な負担になるということはないというふうに判
断したところです。

続きまして、養育サポートママ派遣事業、これは事業名称、市と町で多少違いますが、今
現在やっているのは、酒田市と平田町だけです。これをまず全市に適用するということが基
本です。養育サポートママというのは、3人以上の多胎児、要するに三つ子が生まれたとか、
そういった場合の家庭のいろいろな育児支援、生活支援をしていくというものですけれども、
これについては、派遣時間区分については、今やっている酒田市と平田町では差がありませ

ん。生まれた1年目については1日8時間、2年目は6時間、3年目は4時間ということで違いがありませんので、これは現行どおりで行っていきます。

それから、利用料金ですけれども、これは現在、酒田市が利用負担ゼロです。平田町は1時間100円いただいております。これについてもいろいろ協議をいたしましたが、やはり一定の負担は徴収すべきだと。ただし、生活が苦しいところについては無料でいいのではないかとということで、生活保護世帯と住民税非課税世帯は無料、その他の世帯につきましては、1時間につき100円をちょうだいするというふうに判断したところでございます。

それから、利用期間については、満3歳に達する日の属する月の末日、これは共通しているんです。ところが、始まりの日が、酒田市は出産の日から、平田町は退院の日からということで微妙に違っております。ただ、これもいろいろお聞きしますと、やはり退院してから、新しくなる酒田市以外の実家に行って戻ってくるとか、一定期間終わったら新酒田市に戻ってくるとか、いろいろなケースが想定されましたものですから、実際に必要とする申請の日からということで統一したところでございます。

そんなことで、一定の考え方のもとに整理をし、これを新市全体に適用していくと、こういうことでございます。

以上です。

委員長（阿部清幸） どうもありがとうございます。

それでは、協定項目24-9 福祉関係事業の取扱いについてのうちの児童福祉分科会所管の項目について、調整結果を説明いただきました。

何か委員の皆さんから質問、ご意見ございましたらどうぞ。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤忠智） 質問ではありませんけれども、質問なのかな。皆さん少子化ということで、子育てをもっと行政で大胆に補助していくべきじゃないかというかけ声だけはあるんですけども、実質は利用者負担ということでなっているのが現状だと思います。

そういう今の状況を踏まえてですけれども、やはり若いお母さん方、世帯というか、そういう人方が主な対象者であるわけですし、そういうもっと補助を多くして、個人の負担を少なくしていくというようなことができないものなのか。それから、そういう見通し的なものはないものなのか。そういう議論はなかったのか、そんなことでちょっとこの際ですから聞いておきたいんです。

委員長（阿部清幸） 分科会長、どうぞ。

児童福祉分科会長（阿部直善） いろいろ今の一時保育の利用料、あるいは延長保育の利用料等を検討する場合に、例えば養育サポートママもそうですけれども、いろいろ検討いたしました。

実際問題として、一時保育の事業につきましては、現行よりも実際上は負担は少なくなると思います。酒田市・八幡町については、もちろん現行の利用料よりも下がるということは、実態として事実上あるわけです。平田町の場合には、今までは3歳未満児は1,900円、これが2,000円になるわけですから100円上がるわけですけれども、例えば4時間以内と4時間を超えるということが選択できるとか、そういった利用者の声を受けてのそういった区分も新たに設けるといようなことからして、今までは例えば3時間でも6時間でも同じものを払わなければならなかったと。こういう区分したことによって、一定の負担感というのは少なくなるというふうに思います。

あと、全体として利用者負担を少なくしていくということも確かに大事なことなわけですが、やはり国の補助基準等で定められている程度のものについては、保育者負担ということで、通常保育以外の特別保育という範疇でなされている部分なものですから、一定の範囲の保育者負担という形ではやむを得ないかなというふうに思っております。

委員長（阿部清幸） 佐藤委員。

委員（佐藤忠智） 何か一つ合併で、新酒田市は非常に子育てのしやすいところだというような何か目玉が欲しいなと、欲張りですが、そういうふうな機会があればいいなと思います。

終わります。

委員長（阿部清幸） 齋藤委員、どうぞ。

委員（齋藤 緑） ファミリーサポートサービスは、今後どのようになっていくんでしょうか。

児童福祉分科会長（阿部直善） 今、ファミリーサポートサービスをやっているのは、酒田市だけです。それにつきましては、もちろん現在の3町の方につきましても、会員になっていただく、あるいは利用者会員と同時にする側の会員、あるいは両方会員になっていただくということでPRをしていきます。

受け付けにつきましては、今、酒田市の文化センターでやっているわけですけれども、そこまで来なくて、現在の役場の中で申し込みができるようにして、それを事務局の方で集約をすると、そういう形を想定しております。

ただ、なかなか利用する方と、それから支援する側との相性というものも実際上ありまし

て、その相性を取り持つのがファミリーサポートセンターのアドバイザーと言われる方なんですけれども、実際は面接をして最初の段階でやるんです。そのところが、今度は少し離れる、今までは文化センターへ来てもらうだけでよかったんですけども、わざわざ来てもらわずにするという状況があるものですから、そういった実際の顔合わせについては、一たん事務局で受け付けしてから、その方に日を改めて連絡して、そういう面談をすると、こんなふうなことにしたところです。

委員長（阿部清幸） いいですか。

委員（齋藤 緑） 助け合い組織なので、ファミリーサポートサービスは、ぜひ新酒田市の目玉にもなるとお思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（阿部清幸） 今、課長のおっしゃったように、あの方ならばお願ひできないという相性は必ずありますね。

児童福祉分科会長（阿部直善） 実は正直言って、一時保育の保育料も、当然ここだけというか冗談の話ですけども、なかなか一時保育を頼むときにも、きょうはひな祭りだと、保育園では献立を配っているわけですから、それを見て来る人が多いというんです。200円では絶対上がらないんですけども、年間を通した金額でここはしていただくということで決まったので、その辺もサービスしておりますので。

委員（佐藤忠智） 酒田市になったらサービスよくなったと言われればいいなと思います。

委員長（阿部清幸） ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長（阿部清幸） ないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、次に、社会福祉分科会所管の項目について説明をお願いいたします。

部会長。

社会福祉分科会長（和島繁輝） 酒田市の福祉課の和島でございます。

それでは、社会福祉分科会の調整項目について順次ご説明申し上げます。

資料8ページと9ページになります。

大きく3つありますが、最初に8ページの方の障害者福祉事業に関係してでございます。

右側の調整状況のところをご覧いただきたいと思ひます。

1つは、福祉団体への補助金の額についてでございますが、これは現在、身体障害者福祉協会、あるいは更正会、それに心身障害者の親の会等々への補助金、それぞればらばらでございますが、補助金の額は、現在の総額を上限として各団体にこれまでどおり交付する、そういう

ことで調整してございます。

それから、2つ目、障害者住宅整備資金に関する利子補給、これは酒田市のみで実施しておりますが、これは平成16年度でもう既に受け付けは終了しておりますので、そこで申し出のあった方々についての利子補給のみ実施する、あとは実質的には廃止という格好になります。

それから、3つ目、住宅福祉機器設置事業費補助金でございますが、これも酒田市のみで現在は実施しておりますが、これは新市になりまして、現行の制度のとおり、11月1日じゃなく、18年度からになりますが、新市全体で実施していくという格好で調整しております。

それから、4つ目に、重度心身障害者等おむつ支給事業でございますが、これは65歳未満の障害者に対する支給事業でございますが、これにつきましては、金額が市・町、それぞれ微妙に違いがございますけれども、上限は1万円ですけれども、税金がかからない方に対する金額が6,000円、5,000円、8,000円、4,000円といろいろばらつきがございますが、これについては酒田市の例により統一。ということは、所得税非課税については8,000円、所得税課税者については6,000円、月額ですが、そういった形の金額と方法に統一しまして、18年度から実施するというようにいたしております。

それから、5つ目の身体障害者タクシー利用券・障害者ほっと福祉サービス事業に関してでございますが、これにつきましては、一番大きな課題は、対象となる障害者の方々の等級でございます。酒田市の場合は、重度ということで、身体障害1・2級、養育A、精神の1級ということに限定しておりますが、3町については、それぞれおむね4級程度まで対象者になっておりましたけれども、いろいろ議論した結果、結果的には酒田市の例によって18年度から実施すると。もう既にこれは、重度紙おむつとこのほっと券もそうなんです、17年度は既にそれぞれの制度でスタートしておりますので、途中で変更するというのはちょっと手続的にいろいろ問題があるものですから、18年度から酒田市の方法で統一するという形になります。3町については、3級、4級の方が実質的に受給できなくなるわけですが、逆に酒田市の場合はメニューがいっぱいありまして、利用勝手が広がると、使い勝手、少し利便性が高まるのではないかとということで調整いたしたところでございます。

それから、大きな2つ目の社会福祉協議会の関係でございますが、これはもう既に調印式を終了しておりまして、行政と同じように17年11月1日に合併することで締結しております。ただ、委託事業や運営費の補助等、まだまだ調整しなければならない項目がありますが、現実的には社会福祉協議会の合併ですので、行政は行政としてさまざま助言等はいたしておりますが、今のところは社会福祉協議会の調整にお任せしたいというところでございます。

一番大きな問題は会費の調整でございます、酒田市400円、松山町2,500円、その会費の差がどういふふう調整になるのか、一応調整方針としては5年をめどに調整するという形になっているようでございますが、鋭意細部を詰めて、また適宜助言等してまいりたいと考えております。

それから、9ページにまいります、民生児童委員協議会の関係でございます。これにつきましては、酒田市が11民児協、各3町が単一、一つ一つの民児協ございまして、酒田市は197名の11ブロックに分かれています。それから、それぞれ24名、あるいは27名で単一民児協、それぞれの町では構成しているわけですが、基本的には酒田市の民生児童委員連絡協議会組織に加盟するという形になっております。その中で、ただ17年度につきましては、微妙に活動の内容が異なりますので、一気に11月1日からすべて事業を統一することはできませんので、18年度からは大筋で統一した活動をしていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

委員長（阿部清幸） どうもありがとうございました。

それでは、協定項目24 - (9)福祉関係事業の取扱いについてのうち社会福祉分科会所管の項目について、その調整結果を説明いただきましたので、委員の皆さんから質問やご意見がございましたらどうぞ。

何かないでしょうか。

どうぞ、山中委員。

委員（山中 俊） ちょっと一つお聞きしたいんですが、特に社協関係、今話ありました9ページの中で、「補助金・交付金等は酒田市の例を基本に新市で統一して実施する」ことなんです、これは社協自体の問題でもあると思うんですけども、かなりの差があるんですか。この補助金の内容等について。24 - (9)です。

委員長（阿部清幸） 分科会長。

社会福祉分科会長（和島繁輝） 各種団体への補助金については、これは社協は入っていませんけれども。

委員（山中 俊） 申しわけありません。私、読み違いしました。

社会福祉分科会長（和島繁輝） 社協に関しては、補助金もかなり違います。酒田市は5,000万円程度、委託費とはまた別なんですけれども、それぞれ金額の額も違うし、事業もかなり違いますので、一概に多いとか少ないとは言えないんですけども、あるいは人件費に対する考え方もちょっと微妙な違いがありまして、ただ、行政の方から社会福祉協議会へ委託している

ような内容のもの等につきましては、とりあえず現時点では現行どおりと考えていますけれども、実際にこれから社協自体でさまざま調整、継続するものでございますので、内容によっては、若干変更はあるのかなというふうな感じです。

委員長（阿部清幸） 山中委員、よろしいでしょうか。

委員（山中 俊） 「酒田市の例による」というのは、各部門ごとに「酒田市の例により」とか、「例による」とかというふうにあるんですが、私は酒田市の例とはどういうものかわからないんです。

素直にこの文言どおりに解釈すれば、すべて市の方に流されるというような感も持たざるを得ないように思う場合があるんですけども、そういったところについて、これも各委員さんの方々にお聞きしたいんですけども、私だけそんなことを思うものでしょうか。

委員長（阿部清幸） 事務局長、今の問題について。

事務局長（大滝太一） それぞれの個別の分科会ごとに、さらに個別の事業ごとに調整した結果が、結果として酒田市の例に倣うと、あるいは酒田市の制度を基本にというようなことが多いということです。

制度のいろいろな数の面とか経費の面なんかを見れば、一番多いところに合わせざるを得ないというのが恐らく実態的な判断なんだろうと、そういう判断が多かったのではないかなというふうに思います。

ただ、全部が全部そうではなくて、町の制度に合わせているものも何カ所がありますので、印象としては山中委員のおっしゃるとおりかと思います。それにしたって、やはりそれは理由があつてのことというふうに理解しています。

委員長（阿部清幸） 山中委員、よろしいでしょうか。

委員（山中 俊） 私は、専門的な仕事に携わられておる方々ですので、1項目ずつ私らは検討して、これでいいかどうかというようなことを言われても、これは意見あるかと言われても、ありますなんていうようなことは到底かなわぬことだと私は思うんです。基本的には了解というようなことで理解をしていくよりほかないんではないかなと思うんですけども、ただ、やけに「酒田市の例による」、「酒田市の例によって」とかというふうに文言があるものですから、これでよろしいのでしょうかということなんです。

委員長（阿部清幸） 前にいろいろな料金の資料をもらったときの資料を見ると、やはり酒田市の場合は個人負担が多いようなところが多くて、行政の補助金が少ないというようなことで、これを見ますと、酒田市を例にするということは、余り補助金に頼らないで自分の負担という

ようなことになるのではなかろうかと、私はこんなふうに理解しているんです。

全部保育園の料金の問題からずっと資料をもらったことはあるんですが、あれを見ますと、やはり町の方は相当に助成をしているんだなというふうに見ています。

やはり今、事務局でいろいろ検討した結果、ある程度は自己負担してもらわなければならないという結論がこういうふうな文言に出てきたのかなと、私はそんなふうに理解しております。部会長さん、そんなことでないかな。

健康福祉部会長（佐藤幸一） とにかくいっぱい課題を預けられたというか、特に第3小委員会は健康福祉全般にかかわる課題が多かったので、その中でまとめる際は、福祉はある意味では町も重点施策の筆頭のようにして扱ってきていますから、個々に見た場合、相当手厚い給付内容でやられてきたというふうな、酒田市から見たときに印象を持ったものがたくさんありました。

中にはもちろん町にはなくて酒田市だけというものも少しはあるわけですがけれども、それらを全体、新しい市でどういうふうに調整を図っていくかということで、調整の内容とか時期だとかいろいろやってきて、最後に残された課題がこれだったんです、きょうの。これは行政はもちろん責任を持って進めていくわけですがけれども、行政に白紙委任したわけではないので、調整過程は全部報告しなさいというふうに言われていましたので、きょう委員会を開かせてもらって報告したということです。

ですから、印象としても、合併時の調整は「酒田市の例による」と、こういう表現が大変多かったかもしれませんがけれども、全体の中身の部分として受けとめていただいて、全体の水準はトータルとして見れば、特に個々の健康福祉的なものについては維持していきましょうということで、それぞれ工面し合った結果でないかなと、私どもとしては見えています。極端に悪くしたとか、なくしたとか、そういうことはまずないはずだというふうなことで、多少悪くなったとか、それを新たにとか、これが増えたのかというところが多分あるかもしれませんがけれども、そういうことで見ていただければと思います。

委員長（阿部清幸） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

委員（佐藤忠智） ありません。

〔「なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部清幸） 質問がないようでしたら、小委員会所管の項目について、合併時まで調整するとした項目については、すべて説明を受けました。

それでは、皆さんどうもお疲れさまでした。

これをもって第2回第3小委員会を終了させていただきます。

事務局の方で何かございましたら。

事務局長（大滝太一）　ございません。

委員長（阿部清幸）　そうですか。

それでは、3時から協議会のようにございましたので、これで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

閉会　午後　2時45分